

子育て情報 WEB ページへの広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇部市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、宇部市こども福祉課が作成・管理する子育て情報 WEB ページ（以下「子育て WEB ページ」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載（以下「広告掲載」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲等)

第2条 子育て WEB ページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページの内容の範囲は、要綱第5条に該当する業種又は事業者、同要綱第6条及び宇部市こども福祉課広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(掲載広告の種類、規格等)

第3条 掲載広告の種類、規格、位置及び期間については別表1のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第4条 掲載広告の募集は、本市の広報紙、本市の WEB ページ、掲示及び報道発表等により、またはそのいずれかにより行う。ただし、市長が公募の必要がないと認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

第5条 子育て WEB ページに広告掲載を希望する者は、市長が定める期間内に、広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出し、当該掲載広告の内容、デザイン、形状等（以下「仕様」という。）について、市長の承認を受けなければならない。

なお、前段の規定は、過去の広告データを再度掲載することを希望する場合にも適用する。

2 前項に規定する手続については、広告代理店、広告看板等の製作者及びこれらに類する者に代行させることができる。

(掲載広告の決定)

第6条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、仕様を審査の上、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載に適すると認められる広告の申込み数が募集した枠数を超える場合は、要綱第8条の方法により決定する。

2 前項の結果については、広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込みを行ったもの（以下「申込者」という。）に通知する。

3 市長は、前条第1項の承認（以下「広告掲載承認」という。）を行うに際し、申込者に仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

4 市長は、宇部市財務規則の規定に基づき、広告掲載承認を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載に関する契約を締結し、又は広告主に請書を提出させることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は別表2に定める料金とし、市から送付される納付書に明記されている期日までに前納することを原則とする。

2 広告料は、原則として返還しない。ただし、別に市長が定める場合はこの限りではない。

(広告の掲載及び削除)

第8条 広告の掲載及び削除の処理については、別に市長が定める。

(広告掲載に当たっての遵守事項等)

第9条 広告主は、広告掲載に当たっては、要綱第6条、広告掲載基準2の広告全般に関する基本的な考え方及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。
- 二 掲載広告の仕様に変更が生じたときは、直ちに市長に申し出て、承認を受けること。
- 三 掲載広告の内容等に関し、第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任でこれらを解決すること。

2 市長は、広告主が前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は広告掲載を中止するものとする。

3 広告主は、掲載広告の版の作成に係る一切の経費を負担する。

(広告掲載承認の取消し及び契約の解除)

第10条 市長は、広告主が前条第2項の規定による指示に従わないとき、又は企業の倒産、解散等の事由が生じたときは、広告掲載承認を取消し、広告掲載に係る契約を解除することができる。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載の承認の取消し又は広告掲載に係る契約の解除に伴い損害を被ることがあっても、市長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年1月6日から施行する。

別表1 (第3条関係)

種 類	バナー広告
広告枠数	トップページ 5枠
規 格	天地60ピクセル・左右120ピクセル、5キロバイト以内、GIF形式 アニメーション GIFは使用可
位 置	別に市が定めた枠内とする
期 間	原則1月単位とし、連続する掲載期間は、年度をまたがることなく最大 12月とする。

別表2 (第7条関係)

広告掲載媒体	広告掲載位置	1枠当たりの広告掲載料
子育てWEB ページ	トップページ	月額 8,500円